年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会（要綱）

（平成２１年１１月２４日
厚生労働大臣伺い定め）

１　趣旨

年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）の中期目標期間が今年度（平成２１年度）末で終了することから、現在その見直し作業を行っているところ。

本検討会においては、今後のＧＰＩＦの運営の在り方について有識者により検討することとし、その結果を、新中期目標をはじめとするＧＰＩＦの今後の運営に反映させることとする。

２　検討事項

① 運用の基本方針について（機動的な運用か長期的な運用か）
② 運用委員会の責任・権限について
③ 次期中期目標における運用目標について
④ 委託手数料の効率化や運用委員会の透明化等について
⑤ その他

３　検討メンバー

メンバーは厚生労働大臣が任命し、その身分は非常勤の国家公務員とする。

厚生労働省の政務三役及び独立行政法人の評価を担当する立場の総務省の政務三役が参加する。

４　今後の進め方

年内に論点をまとめ、新中期目標に反映できるものは反映する。

５　運営

検討会の庶務は、厚生労働省政務三役の指示の下、年金局総務課において行う。

６　その他

議論の途中経過が市場に影響を及ぼすこと等が考えられることから、議事は原則として非公開とする。

議事の内容については、その要旨を作成し、各メンバーの了承を得た上で速やかに公表することとする。議事録は、市場に影響を与えるおそれがなくなった時に公表することとする。

配付資料は、原則として会議終了後速やかに公開することとする。